

概要

被災者に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

被災者は、技術工として工場勤務し、不良品対応業務を行っていたが、配置転換された後に書類作成業務を行っていた。その頃から、被災者は頭痛と不眠を訴えるようになり、病院にて「うつ病」と診断を受け、入院していたが、その後復職した。

以後、治療をしながら就労していたが、工場長より正社員からパートへの処遇の変更を言い渡され、パート労働者として勤務する前日に、自宅にて自殺した。

審査請求人（以下「請求人」という。）は被災者が業務上の事由により、精神障害を発症し自殺したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

被災者のうつ病の発病は会社での過度の疲労と強いストレスによるもので、自殺も会社からの一方的な労働条件の変更による心理的負荷が強まったものである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 発症時期について

被災者は、平成〇年〇月頃、ICD-10診断ガイドラインに示されている「F32 うつ病エピソード」の発病が認められる。

(2) 出来事の心理的負荷の評価

書類作成業務については「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

この業務は、被災者が工場長の指導支援の下で資料作成しており、被災者に過度の負担がかかっていたとは言えず、心理的負荷の強度について修正は行わない。

正社員からパート社員への処遇変更を言い渡されたことについては「仕事上の差別、不利益な取扱いを受けた」を類推適用し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

(3) 出来事に伴う変化を評価する視点

被災者の時間外労働は、書類作成業務を行う以前に比べて若干増加しているが、恒常的な長時間労働は認められず、特段評価すべきものは認められない。

また、処遇の変更は、被災者の体調等を考慮した会社側の配慮であり、正社員の時と比べ給与や作業内容に変化はなく、労働時間を含めて特段評価すべきものはないことから、心理的負荷は「特に過重」とは認められない。

(4) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価について

被災者は、白内障の手術を受けていることについて、「自分が病気やけがをした」に該当し強度は「Ⅱ」であるが、手術を受け回復していることから、強度の修正は不要である。

また、実母の入院については、「配偶者や子供が重い病気をした」を類推適用し、強度は「Ⅲ」であるが、翌月には退院しているため「Ⅱ」に修正した。

(5) 結論

以上から、業務による心理的負荷の強度は「Ⅱ」であり、「特に過重」とは評価できないことから、総合評価は「強」とは認められない。

4 審査官の判断

(1) 発症時期について

被災者は、平成〇年〇月頃、ICD-10診断ガイドラインに示されている「F32 うつ病エピソード」を発症していると認められる。

(2) 出来事の心理的負荷の評価

「書類作成業務については「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

この業務は、従来業務に比べ困難度や責任が大きく変化したとは認められず、心理的負荷の強度について修正は行わない。

正社員からパート社員への処遇変更を言い渡されたことについては「左遷された」を類推適用し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

(3) 出来事に伴う変化を評価する視点

被災者の時間外労働は、書類作成業務を行う以前に比べて若干増加しているが、恒常的な長時間労働は認められず、特段評価すべきものは認められない。

また、パート労働者へ降格する理由について、上司は、被災者の体調面を考慮した措置であると申述しており、変更前後の処遇に特段の差が生じたとは認められず、診療録における被災者の申述内容にも特段の記載はないことから、身分等の変化による心理的負荷が大きいものとは認められず、強度の修正は行わない。

(4) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価について

被災者は、白内障の手術を受けていることについて、「自分が病気やけがをした」に該当し強度は「Ⅱ」であるが、職場復帰し、作業能力の変化は見られなかったことから、強度の修正は要しない。

また、実母の入院については、「親が重い病気やけがをした」に該当し、強度は「Ⅱ」であるが、実母の容態は安定していたことから、強度の修正は要しない。

(5) 結論

以上から、業務による心理的負荷の総合評価は「強」とは認められず、また、特別な出来事も認められないことから、業務上の事由によるものと認めることはできない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。